

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年1月17日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第1号

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年永平寺町規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」の次に「・第19条」を加える。

第18条を第19条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬の額)

第18条 条例第22条に規定する職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、別表第4に定めるところにより給与の額を定めることができる。ただし、同表の職種の欄に掲げる会計年度任用職員については、期末手当を支給しないものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第18条関係)

職種	単位	金額
部活動指導員	時間額	1,600円以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。